

**鳥取県財産評価審議会公募委員選定審査会
公募委員選考基準**

1 選考基準

応募資格をすべて満たした応募者を対象とし、各応募者の応募用紙を下記評価項目及び評価点により評価する。

【評価項目】

- (1) 宅地建物取引、建築、不動産鑑定などの分野について専門的知識を有し、不動産の適正価格について積極的に発言する意欲があると認められるか。
- (2) 不動産の適正価格について公正公平な選考が見込めるか

【評価点】

5：非常に優れている 4：優れている 3：標準的である 2：劣る 1：非常に劣る

2 選考委員

選考委員は、次の2名とする。

- 行財政改革推進課長 1名
- 行財政改革推進課課長補佐 1名

3 決定方法

- ・ 応募者の中から選考委員の評価点の総合計が最も高い者1名について、委員として決定する。
- ・ 同点の場合は、選考委員の協議を行い決定する。協議により決定し難い場合は1の項目に基づき面接審査を実施するものとする。
- ・ 評価点が2点以下の項目がある者については、委員として決定しないものとする。

4 採点表

選考委員名	評価項目	評価点					合計
	宅地建物取引、建築、不動産鑑定などの分野について専門的知識を有し、不動産の適正価格について積極的に発言する意欲があると認められるか。	5	4	3	2	1	点
	不動産の適正価格について公正公平な選考が見込めるか	5	4	3	2	1	